

## 国民年金保険料免除・納付猶予の申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」があります。

保険料を未納のままにしていると、将来老齢年金を受け取ることができなくなります。また、事故などによって障がいを負ったときに障害基礎年金を受け取ることができなくなるため、必ず手続きをしてください。

保険料の免除・猶予は、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができません。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったが申請を忘れていた期間がある人は、年金事務所か市民課へ相談してください。

☎ 日本年金機構高梁年金事務所  
21・0570  
☎ 市民課 21・0252



## マイナンバーカード受け取りの時間外窓口を開設

休日や平日の時間外にマイナンバーカードの受け取りができる窓口を開設しています。

### 9月の開設日時

- ① 3日(金) 午後5時15分～7時
- ② 12日(日) 午前9時～正午

※日時が変更、または中止になる場合がありますので、市ウェブサイトで確認していただくか、お問い合わせください。

### 場所

市役所1階市民課  
マイナンバーカードの受け取りの際に必要なものや注意点については、市ウェブサイトをご覧ください。

☎ 市民課 21・0253



## 高梁郵便局にマイナンバーカードの申請窓口を開設

マイナンバーカードの交付申請ができる特別窓口を高梁郵便局に開設します。

日時 9月2日(木)、3日(金)

※いずれも午前9時～正午

場所 高梁郵便局(旭町1389・1)

### 申請に必要なもの

- ① 顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)

※会場で撮影することもできます。

- ② 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、介護保険被保険者証など)
- ③ 本人の個人番号が確認できる書類(マイナンバー通知カード、個人番号通知書など)
- ④ 個人番号交付申請書(お持ちの人のみ)

※日時が変更、または開催が中止になる場合がありますので、市ウェブサイトで確認していただくか、お問い合わせください。

☎ 市民課 21・0253



消防署だより



## 9月1日は「防災の日」

毎年9月1日は「防災の日」、8月30日(月)～9月5日(日)は「防災週間」です。防災の日は、大正12年に大きな被害をもたらした関東大震災が発生した日に由来しており、災害の教訓を忘れないという思いと、この時期に多い台風への注意を促すために制定されました。

もしものときに備えて、各家庭で防災グッズの準備や避難場所の確認などを行いましょ。

### 災害に備えて確認しましょう

- ① 家具の転倒防止対策
  - ② 懐中電灯、スリッパ、笛
  - ③ 食料・飲料水の備蓄
  - ④ 非常用持ち出しバッグの準備
  - ⑤ 家族の安否確認方法
  - ⑥ 避難場所、避難経路の確認
- 7月の火災・救急件数  
火災 2件(前月から1件増)  
救急 147件(前月から7件増)

☎ 消防本部予防課 21・0121